

# ごみと資源の分け方・出し方

ごみは、収集日の朝8時30分まで  
ごみステーションに出してください。  
(前日には出さないでください。)

## ごみを衛生センターへ直接搬入する場合の注意点

- ①搬入時間は平日(土日、祝日、年末年始は除く)の午前8時30分から11時30分迄、午後は1時00分から3時45分迄。
- ②種類ごとに計量しますので、分別して搬入してください。
- ③持込の際には住所のわかる身分証明書等を提示してください。  
例：免許証、公共料金明細書

## 燃えるごみ

### 出し方・注意点

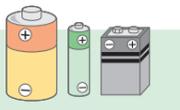
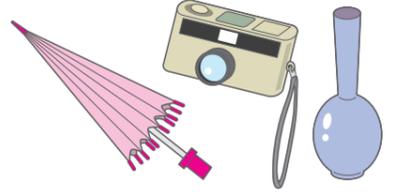
- ①燃えるごみ用(赤文字表示)の指定袋を使用してください。
- ②資源ごみや燃えないごみが混ざっていないか確認してください。
- ③生ごみはできるだけ水分を取ってください。
- ④竹串などの危険なものは紙などに包んで出してください。
- ⑤食用油は、紙や布にしみ込ませるか、固めて出してください。



## 燃えないごみ

### 出し方・注意点

- ①燃えないごみ用(黒文字表示)の指定袋を使用してください。
- ②資源ごみや燃えるごみが混ざっていないか確認してください。
- ③袋に入らない大きさの燃えないごみは、粗大ごみになります。
- ④刃物や割れたガラスなどの危険なものは、紙などに包んで中身を明記して出してください。
- ⑤蛍光灯は、割らないで出してください。(袋から出ても可)
- ⑥ガスカートリッジ、スプレー缶は、必ず使い切り穴を開けて出してください。
- ⑦乾電池(ボタン型は除く)は指定袋に入れなくて、別な袋に入れて乾電池と明記してください。



## 粗大ごみ

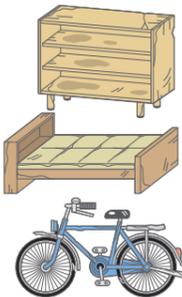
### 指定ごみ袋に入らない家具等

ごみステーション(集積所)には出せません。

### 〈処理方法〉

自分で衛生センターに運ぶか(一般家庭の量は1日20枚迄)、または下記の衛生センターへ収集依頼してください。

※衛生センターが指定した日時に、有料にて引き取りに伺います。

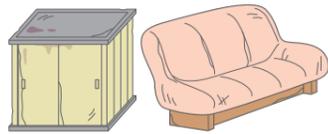


## 収集しないごみ

### ●引っ越しごみ

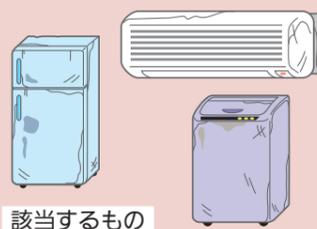
### ●事業所から出るごみ

商店、飲食店、事業所等の事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理するか、一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。



## 処理できないごみ

### ●家電リサイクル6品目



該当するもの  
テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・乾燥機

### 出し方・注意点

販売店または専門の処理業者へ連絡してください。詳細は裏面を参照してください。

### ●パソコンのリサイクル

該当するもの パソコン



出し方・注意点 ①パソコンの販売店及び各メーカーにお問い合わせください。  
②不明な点は、各メーカーなどにお問い合わせください。

### ●その他、処理できないごみ

該当するもの 農業用機材(農機具・農業用ビニール、農薬、農薬袋、苗箱、ハウスパイプ等)、化学薬品、消火器、ブロック、かわら、石油・廃油類、自動車及びバイク等機材(タイヤ、バッテリー、バンパー等)、建築廃材、医療性廃棄物等

出し方・注意点 販売店または処理業者に引取ってもらうようにしてください。

## 資源ごみ

### ●ビン類

#### 出し方・注意点

- ①ビン類用(青文字表示)の指定袋を使用してください。
- ②ビンの中を軽く水洗いしてください。
- ③ビンの金属キャップは、カン類用の指定袋に入れてください。
- ④割れているものは、紙などに包んで出してください。
- ⑤付着物や油が付いているビン、強化ガラス類は燃えないごみ用の指定袋を使用してください。



### ●カン類(アルミ・スチールカン)

分け方 マークの付いている食品が入っていたカン

#### 出し方・注意点

- ①カン類(緑文字表示)の指定袋を使用してください。
- ②カンの中を軽く水洗いしてください。
- ③カンはつぶさないで出してください。
- ④付着物や油が付いているカンは燃えないごみ用の指定袋を使用してください。



### ●古紙類

#### ●紙パック

#### 分け方

マークの付いている、内部が白色の紙パック

#### 出し方・注意点

- ①中を軽く水洗いして、乾かして出してください。
- ②パックを切り開いて、ひもで十字に結んで出してください。
- ③内部が銀紙の紙パックは燃えるごみに出してください。



#### ●新聞・雑誌・段ボール・紙製容器包装

#### 分け方

濡れていない紙でナイロンや紙以外の物が付いていない古紙

例)新聞紙、広告用チラシ、書籍、段ボール、紙製の容器や包装紙、コピー用紙、封筒(ビニール部分を取り除いたもの)、カレンダー、ノート、ポスター、はがき、名刺など

#### 出し方・注意点

- ①古紙の種類ごとに広げて折りたたみ、ひもで十字に結んで出してください。
- ②新聞や雑誌をごみステーションに出す場合は、ごみ処理手数料として「ごみ処理券」の貼付が必要となります。
- ③感熱紙、防水加工紙、ろうびきの段ボール等は燃えるごみ用の指定袋に入れてください。



### ●プラスチック製容器包装

#### 分け方

マークが付いたもので、商品を包んでいたプラスチック製の容器や包装物

#### 出し方・注意点

- ①プラスチック製容器包装用(紫文字表示)の指定袋を使用してください。
- ②汚れているものは、軽く水で流すか、紙などで拭き取ってください。
- ③袋の中身は分別しますので、2重に袋に入れないようにしてください。
- ④付着物や油の付いている容器や包装物は燃えるごみ用の指定袋を使用してください。



### ●ペットボトル

#### 分け方

マークが付いたもので、食品が入っていたペットボトル

#### 出し方・注意点

- ①ペットボトル用(黄文字表示)の指定袋を使用してください。
- ②ラベルやキャップは、プラ製容器包装の指定袋に分別してください。
- ③ボトルの中を軽く水洗いしてください。
- ④ボトルはつぶさないでください。



お問い合わせ先



双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター

双葉郡檜葉町上繁岡字山神160-2 TEL(0240)25-4609

※ごみの収集日については、各町村の発行する『ごみカレンダー』で確認してください。

区 分		該 当 す る も の	収 集 方 法	料 金	指 定 ご み 袋	
資源ゴミとして取扱えないもの	燃えるごみ	資源ごみに分別できないもので燃やすことができるごみです。 例 衣類、音響など記録媒体（ビデオテープ、CD、DVD、フロッピー、MD類）、硬質プラスチック製品（バケツ、文房具、おもちゃなど）、使い捨てカイロ、革製品（金属類は取り外したものの）、除湿剤、乾燥剤、生ごみ、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）、履物（皮靴、長靴、シューズ、サンダルなど）、リサイクルマークのない紙製品やプラスチック製品、リサイクルマークが付いているもので汚れのひどいものなどです。	週2回の指定曜日に収集します。	大きい袋 1枚50円 (1袋500円)  小さい袋 1枚30円 (1袋300円)		
	燃えないごみ	資源ごみに分別できないもので、燃やすことができない金属・陶磁器などです。 例 調理器具（フライパン、鍋、やかん、包丁など）、食器（皿、茶碗、コップなど）、小型の家電製品（炊飯器、電気ポット、アイロン、音響機器など）、ガーデニング用品（針金、ノコギリ、スコップ、植木鉢、ドライパーなど）、日用品（鏡、照明器具など）、スプレー缶（穴をあけ、ガス抜きしてください）などです。	毎月1回指定曜日に収集します。	大きい袋 1枚50円 (1袋500円)  小さい袋 1枚30円 (1袋300円)		
資源ゴミとして取扱うもの	ビン類	割れているものでもかまいません（紙などで包んで出してください）。 例 酒用のビン（ウイスキーボトル、焼酎、ワインなど）、食品用のビン（ジャム、コーヒー、つくだ煮、酢、醤油、菓子など）、化粧品のビンなどです。	毎月1回指定曜日に収集します。	1枚25円 (1袋250円)		
	カン類	食品の入っていたカンで、リサイクルマークの付いているアルミカンとスチールカンに限ります。 例 ジュース、ビール、菓子や乾物が入っていたカン、ビン等の金属製のキャップなどです。  リサイクルマーク  アルミカン  スチールカン	毎月1回指定曜日に収集します。	1枚25円 (1袋250円)		
	プラスチック製容器包装	商品を入れたり、包んでいる容器や包装物でリサイクルマークの付いているものです。（プラスチック製に限ります） 例 お菓子、弁当、インスタント麺の容器や包装袋、生鮮食品の入っている器（トレイ）、ペットボトルなどのキャップやラベル、卵パック、衣類や食品・雑貨品などを入れている袋、調味料や洗剤などのボトルやチューブ、容器の栓やふた、商品の保護や固定のための緩衝材、発砲スチロールなどのリサイクルマークの付いているものが該当します。  リサイクルマーク  プラスチック容器包装	週1回の指定曜日に収集します。 （プラスチック製容器包装・ペットボトル・紙パックは同一曜日に収集します）	1枚25円 (1袋250円)		
	ペットボトル	食品の入っていたリサイクルマークの付いたペットボトルに限ります。 例 ジュース、酒類、調味料の入っていたものなどです。  リサイクルマーク  ペットボトル		1枚25円 (1袋250円)		
	古紙類	紙パック	内部が白色の紙パックに限ります。 例 牛乳パック、ジュースパックなどです。（内側が銀色のものは燃えるごみ）		無 料	
	新聞・雑誌 段ボール 紙製容器包装	ナイロンなど、紙以外のものが付いていない紙です。 例 新聞紙、広告用チラシ、漫画本、書籍、段ボール、紙製の容器や包装紙（お菓子の箱、煙草の包装紙、ティッシュの箱、贈答品の箱などでリサイクルマークの付いているもの）、コピー用紙、ポスター、はがき、カタログ、学習用のノート類、名刺、パンフレット、封筒（窓付ビニールは取り除いたもの）、カレンダーなどです。  リサイクルマーク  紙製容器包装	週2回の「燃えるごみ」の収集曜日に収集します。 （新聞・雑誌のみ）	ごみ処理券 1枚30円	 	

### 家電リサイクルシステムの流れ



※ごみの収集日については、各町村の発行する『ごみカレンダー』で確認してください。